

会 議 録

会 議 名	東松山市情報公開・個人情報保護審議会					
開 催 日 時	令和7年2月19日(水)			開 会	午後2時	
				閉 会	午後2時40分	
開 催 場 所	東松山市総合会館 3階 301会議室					
会 議 次 第	1 開 会 2 挨 拶 3 議 題 (1) 令和6年度上半期(4月から9月まで)における情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況について(報告) (2) その他 4 閉 会					
公開・非公開の別	公開		傍聴者数		0人	
非公開の理由 (非公開の場合)	/					
委員出欠状況	会 長	小 柳 亮 直	出席	副会長	大 塚 敏 郎	出席
	委 員	太 田 勝 広	欠席	委 員	岡 田 和 子	出席
	委 員	小 笠 原 泰 代	出席	委 員	関 口 喜 希	出席
	委 員	戸 森 健 治	出席	委 員	佐 藤 敦 弘	出席
事 務 局	総務部長	中 嶋 和 則		総務課長	福 田 誠	
	総務課主査	陸 名 将 一		総務課主任	大 嶋 恵 美	

<p>1 開 会</p>	<p>(事務局 福田課長)</p> <p>皆様、こんにちは。</p> <p>本日は、公私ともお忙しいところ、東松山市情報公開・個人情報保護審議会に御出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>私は、本日の会議の司会を務めます総務課長の福田です。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日は、太田委員が都合により欠席となりましたが、会議の定足数である過半数を超えておりますので、会議は成立しましたことを御報告いたします。</p> <p>それではただいまから、東松山市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。</p>
<p>2 挨拶</p>	<p>(事務局 福田課長)</p> <p>はじめに、小柳会長に御挨拶をお願いいたします。</p> <p>— 小柳会長挨拶 —</p> <p>(事務局 福田課長)</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、総務部長の中嶋から御挨拶を申し上げます。</p> <p>— 中嶋部長挨拶 —</p> <p>(事務局 福田課長)</p> <p>中嶋部長につきましては、他の公務がありますので退席させていただきます。</p> <p>— 中嶋部長退席 —</p>
<p>3 議 題</p>	<p>(事務局 福田課長)</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>審議会条例第5条により、会議の議長は会長がなることになっておりますので、以後の議事進行につきましては、小柳会長に</p>

お願いいたします。

(小柳会長)

それでは、会議を始めさせていただきます。

はじめに、私から本日の会議の会議録署名委員を指名させていただきます。名簿の順番から、今回は 小笠原委員と 戸森委員をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

次に、会議の公開についてお諮りいたします。原則公開となっている会議ですが、本日の案件ですと特に非公開にすべきと思う事項はございません。委員の皆様、御異議ございませんでしょうか。

— 委員の同意 —

(小柳会長)

それでは、御異議がないということですので、本日の会議は公開することといたします。

事務局に確認ですが、本日の会議の傍聴希望者はいらっしゃいますか。

(事務局 大嶋主任)

傍聴希望者はいらっしゃいません。

(小柳会長)

それでは議題に入ります。

議題の(1) 令和6年度上半期における情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局 大嶋主任)

それでは議題の(1) 令和6年度上半期における情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況について御説明いたします。

— 資料 1 から資料 3 まで説明 —

(小柳会長)

事務局からの説明が終わりました。御質疑、御意見のある方はいらっしゃいますか。

(佐藤委員)

資料 1 の表 1 - 1 に情報公開請求の受付件数 79 件とありますが、これは 79 人から請求があったということでしょうか。

(事務局 大嶋主任)

1 人の方が複数件の請求をすることもありますので、79 人からの請求というわけではありません。

(佐藤委員)

受付件数の 79 件とは、実人数では何人からの請求だったのでしょうか。50～60 人くらいでしょうか。

(事務局 大嶋主任)

およそ御認識のとおりの実人数になるかと思います。

(佐藤委員)

情報公開制度の上半期の受付件数が令和 5 年度の上半期に比べて増えているのはどういった原因が考えられますか。

(事務局 大嶋主任)

令和 5 年度と令和 6 年度の上半期を比較すると、受付件数が 20 件程度増えています。設計書に係る文書は、令和 5 年度上半期は 45 件、令和 6 年度上半期は 62 件と 17 件増えていますので、今年度の件数増加は、設計書に係る文書の請求の増加によるものと考えられます。

(佐藤委員)

資料2の No.34 の案件について、請求の背景や内容を教えてください。

(戸森委員)

No.34 の案件は、教職員の職務内容等を開示するというものですが、生徒の保護者からの請求でしょうか。あるいは保護者ではない第三者からの請求でしょうか。

保護者だとすると、このような情報開示請求をするのは、教職員への過剰な批判目的ではないかという印象をもちます。

また、この案件は先日報道のあった教員の懲戒免職に関連する内容なのでしょうか。

(事務局 陸名主査)

No.34 の案件に限らず、公文書の開示請求を受け付ける際は、請求内容と請求者の関係性は聞いておりません。

公務員の個人情報については、それが職務の遂行に係る情報である場合は開示対象となります。例えば、会議の記録における職員の役職・氏名等が該当します。

一方で、職員の処分歴や勤務成績、健康状態など、職務の遂行と直接の関連がない情報については、職員の個人情報として保護される必要があります。

No.34 の請求に対しては、以上のような判断基準をもって対応しております。

(佐藤委員)

資料2の No.75 について、地番図の開示請求があったとのことですが、地番図は、市が固定資産税の課税のために作成しているかと思います。

地番図の求めがあった場合は、課税課で手数料を徴収して交付するのではないのでしょうか。

また、請求者は公図との違いを確認するために地番図を請求したのでしょうか。

(事務局 大嶋主任)

佐藤委員の仰るとおり、地番図は固定資産税の課税のための資料として、課税課で作成しています。

現状、東松山市では手数料を徴収して課税課で地番図を交付するということはしておらず、地番図の写しを入手したい場合は、情報公開制度の手続きにおいて交付しています。

また、今回、地番図が請求された目的は確認していません。

(戸森委員)

資料2のNo.43について、可能な範囲で内容を教えてください。

(事務局 大嶋主任)

No.43 で求められた公文書は、市と自治会間で取り交わしたクリーンステーション移設に関する契約書類です。

これは、市が道路改良工事をするに当たって、工事に影響のある敷地内にあったクリーンステーションを移設するよう自治会に求める内容で、その補償費用を市が支払うという契約内容でした。

(小柳会長)

ほかに御質疑、御意見はありますか。無いようでしたら、議題(1)については以上とします。

議題(2)のその他について、事務局から何かありますか。

— 事務局からは特に無し —

(小柳会長)

(2)のその他について、委員の皆様からは何かありますか。

(佐藤委員)

市議会12月定例会で「東松山市議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例制定について」という議案が上

程されていまして。これは刑法の一部改正に伴う改正と市議会だよりに記載されていまして、こういった内容の条例改正だったのでしょうか。

(事務局 福田課長)

刑法の改正により、「懲役」及び「禁錮」が廃止され、これらに代えて「拘禁刑」が創設されることから、条例の条文中の「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものです。

現行法では、「懲役は、刑事施設に拘置して所定の作業を行わせる。」「禁錮は、刑事施設に拘置する。」とあるものが、「拘禁刑は、刑事施設に拘置する。」「拘禁刑に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる。」となります。

このように現行法では、懲役は一律に作業を行わせることとされていますが、拘禁刑の創設によって、作業と指導の組合せによる個々の受刑者の特性に応じた柔軟な処遇が行うことができます。

東松山市議会の個人情報の保護に関する条例では、個人情報の漏えい等について、懲役又は罰金を科す罰則規定がありますので、それらの規定中の「懲役」を「拘禁刑」に改正するもので、令和7年6月1日に施行されます。

なお、東松山市個人情報の保護に関する法律施行条例についても同様に改正する必要がありますので、令和7年3月市議会に議案を上程予定です。

(戸森委員)

個人情報の保護に関する条例が市と市議会で別々に制定されたのはなぜですか。

(事務局 福田課長)

令和5年4月に改正個人情報保護法が施行され、各自治体の個人情報保護制度については法の規定による全国一律のルールが適用されることとなりましたが、各自治体の議会は、その全国

<p>4 閉 会</p>	<p>一律のルールの対象から除外されています。</p> <p>市議会の個人情報保護制度が令和5年4月以降も適正に運用される必要があることから、東松山市個人情報の保護に関する法律施行条例とは別に、東松山市議会の個人情報の保護に関する条例が制定されました。</p> <p>(戸森委員)</p> <p>近隣で空き巣被害等があったときに、警察に具体的な被害の情報を求めても、「個人情報だから」という理由で教えてもらえないことが多いと感じます。</p> <p>市民生活の安全においてはこのような情報も必要かと思いません。</p> <p>(事務局 福田課長)</p> <p>行政機関は、改正個人情報保護法の下、全国一律の制度運用を求められることとなりました。</p> <p>警察組織においても同様で、独自の基準で個人情報の提供をすることはできないので、個人情報の提供に慎重になることはやむを得ないことと思います。</p> <p>一方で戸森委員のおっしゃるように、市民生活の安全の観点から考えますと、可能な範囲で防犯情報を提供していただくことも重要かと考えます。</p> <p>(小柳会長)</p> <p>(2)のその他について、委員の皆様からは何かありますか。</p> <p>無いようでしたら、以上で本日の議事を終了いたします。</p> <p>今後とも、当市の情報公開制度・個人情報保護制度の運営等について、皆様の御協力をお願いいたしまして、本日の議事を終了いたします。</p> <p>それでは、以上で議長の職を解かせていただきます。</p> <p>(事務局 福田課長)</p> <p>長時間にわたりまして慎重に御審議いただきありがとうございます</p>
--------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>いました。</p> <p>以上をもちまして、本日の東松山市情報公開・個人情報保護審議会を閉会いたします。</p> <p>最後に、事務局から2点、連絡がございます。</p> <p>まず1点目ですが、委員の皆様の任期は、令和7年9月30日までとなっています。任期の満了が近付きましたら、改めて各種団体宛てに推薦を依頼する予定です。</p> <p>また、公募委員の募集につきましては、広報紙でご案内いたします。</p> <p>続いて2点目は、次回の会議開催予定についてです。来年度は、情報公開や個人情報保護に関する制度等の変更は予定されておりませんので、次回の会議も運用状況の報告が中心になります。</p> <p>そのため、令和7年度につきましては、年度内1回の開催を予定しております。また、開催時期につきましては、任期の関係もございましたので、10月頃を予定しております。</p> <p>連絡は以上です。</p> <p>皆様、本日は大変お疲れ様でした。</p> <p>ありがとうございました。</p>
<p>上記会議の顛末を記載した内容について、相違ないことを証します。</p> <p>令和7年4月3日</p> <p>署名委員 <u>小笠原 泰代</u></p> <p>署名委員 <u>戸森 健治</u></p>	